

(10) 気象警報及び公共交通機関の運休に伴う授業等の取扱い

気象警報発表時及び避難指示等発令又は公共交通機関が運休となった場合における、授業の取扱い及び課外活動等の取扱いについては以下のとおりです。

①気象警報発表時及び避難指示等が発令

ア. 愛媛県松山市に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合

午前7時現在	1、2时限の授業を休講とする
午前11時現在	3、4、5时限の授業を休講とする
授業開始後に発令	次の时限以降の授業を休講とする ※ただし、特別警報が発令された場合は全ての授業を直ちに中止とする

イ. 愛媛県松山市桑原地区に「避難指示」が発令された場合

午前7時現在	全ての授業を休講とする
授業開始後に発令	全ての授業を直ちに中止とする

②公共交通機関の運休

地震、豪雨、積雪等の自然災害、交通ストライキ等により、定期運行している伊予鉄道の市内電車・郊外電車及び路線バス並びにJR四国（松山駅発着の列車）が全て運休している場合

午前7時現在	1、2时限の授業を休講とする
午前11時現在	3、4、5时限の授業を休講とする
授業開始後に全て運休	次の时限以降の授業を休講とする

③居住地域等において以下の状態に遭遇した場合

ア. 居住地域又は通学時に経由する地域等において「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合

イ. 居住地域又は通学時に経由する地域等において「避難指示」が発令された場合

ウ. 伊予鉄道又はJR四国（松山駅発着の列車）のどちらかが運休しており、他の公共交通機関が利用できない地域で通学が不可能と認められた場合

上記ア～ウに該当する場合は、公欠席とする

※ウについては公共交通機関の発行する「運休証明書」が必要

④学外実習等に関する対応について

学外実習等において、実習先、もしくは学生の居住地域に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合や避難指示が発令された場合

午前7時現在で、上記の警報等が発表されている場合、一日学外実習等を中止する。ただし、実習先の警報発令等の取扱い基準等がある場合は準拠する。なお、宿泊を伴う実習については、この基準に準じない。

⑤課外活動その他

授業が休講となった場合は、学内におけるすべての課外活動や各種講座を中止とする。

大会、催物又は合宿等の学外における課外活動時においては、当該地区に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されている間、もしくは当該地区に避難指示が発令されている間は、活動を中止し身の安全を確保するものとする。大会等の主催者がいる場合はその指示に従うものとする。

⑥その他非常時の授業の取扱いについて

地震による災害や感染症の発生等、学生の安全確保の必要があると判断した場合、学長の判断により措置を決定する。

【留意事項】

- ・気象情報は（財）日本気象協会 <https://www.tenki.jp/> または愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 <http://ehime.force.com> で確認してください。
- ・公共交通機関の運休情報は、伊予鉄道、JR四国のホームページ及びニュース等で確認してください。
- ・休講になった授業の補講日程は、授業科目担当者が決定し、後日通知します。